

身体障害者手帳及び療育手帳所持者用

廿日市市 障がい福祉サービス便覧

廿日市市 健康福祉部 障害福祉課
TEL：(0829) 30-9152 FAX：(0829) 20-1611

	受付日時	場所	電話(FAX)	内容	委託相談支援事業所
障がい福祉相談センター(きらりあ)	月～金曜日 (祝・休日を除く) 9時から17時まで	山崎本社 みんなのあいプラザ3階	電話(0829)20-0224 FAX(0829)20-0225	身体・精神障がいに関する相談 児童・知的障がいに関する相談 発達障がいに関する相談	相談支援事業所あおぞら 相談支援事業所くさのみ 広島学びのサポートセンター

種 類	内 容	対 象 要 件												そ の 他	担 当 窓 口
		障がいの程度	身体障がいの種別								知的	18歳			
			視覚	聴・平	音・言・そ	上肢	下肢	体幹	脳原性 上肢 移動	内部		未満	以上		
障害福祉サービス等	自立や社会参加のために、必要なサービス費を給付します。(居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所給付、地域生活支援事業)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・介護保険(65歳以上、40歳以上の特定疾病)優先	・障害福祉課
補装具費の給付	身体上の障がいを補うための用具の購入・修理費用の給付(下表)	1～6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・他法制度優先(労災、医療、介護保険等)などその他条件あり。 ・購入、修理前に申請が必要。 ・県の更生相談所の判定を受ける必要がある場合あり。	・障害福祉課
日常生活用具の給付	重度障がい者・児の日常生活が、より円滑に行われるよう、日常生活用具を給付(下表)	1・2級(一部3～6級)㉠・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・購入前に申請が必要。 ・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・用具によって障がいの程度等の要件などその他条件あり。 ・他法制度優先(労災、医療、介護保険等)などその他条件あり。	・障害福祉課
重度心身障害者医療費助成	一定の障がいのある方に医療費を助成	1～3級 ㉠・A・㉢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・受給者本人の所得制限あり ・1医療機関ごとに1日200円の自己負担(通院月4日・入院月14日まで→通院月5日・入院月15日以降は自己負担なし)	・障害福祉課
後期高齢者医療制度の障害認定	65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方が障害認定を受けて、後期高齢者医療制度に加入できる	1～3級、4級の一部 ㉠・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳以上75歳未満	・所得状況によって医療機関等での窓口負担の割合が低くなる場合あり。	・保険課医療年金係
自立支援医療(更生医療・育成医療)	機能障がいを軽減又は改善するための医療(人工透析、人工関節、ペースメーカー等)費を給付	1～6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・事前申請 ・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・施術により機能障がいの除去又は軽減が可能なもの。 ・指定医療機関での受診のとき対象となります。	18歳以上 【更生医療】障害福祉課 18歳未満 【育成医療】子育て応援室
国民年金(障害基礎年金)	傷病等によって、一定程度の障がいの状態になった人に対して支給	※年金の障害等級は、手帳の等級とは基準が異なります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳以上	・令和7年度 1級:年額1,039,625円 2級:年額 831,700円 ・場合によっては所得による支給制限あり	・広島西年金事務所 TEL:(082)535-1505 ・保険課医療年金係
障害厚生年金(障害共済年金)	厚生年金等加入中の傷病等によって、一定程度の障がいの状態になった人に対して支給		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・年金額は給料の額等によって算定 ・年金給付がない場合も、障害手当金等、一時金の給付がある場合があり。	・広島西年金事務所 TEL:(082)535-1505 ・各共済組合
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護(特別障害者手当の場合、特別の介護)を必要とする程度の障がいの状態にある者に支給(※手帳所持を要件としない)	目安として1,2級の一部 ㉠・Aの一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳以上	・視覚・聴覚については単独障害のみの場合対象外 ・所得制限あり ・施設入所を除く(特別障害者手当の場合、3か月以上入院も除く) ・特別障害者手当 月額29,590円(原爆介護手当受給者は支給調整) ・障害児福祉手当 月額16,100円	・障害福祉課
障害児福祉手当			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳未満		
特別児童扶養手当	身体若しくは精神に重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給(※手帳所持を要件としない)	重度 目安として1・2級、3級の一部 ㉠・Aの一部 中度 目安として3級、4級の一部 ㉢、㉣の一部	○	聴覚		○	○	○	○	○	○	○	20歳未満	・所得制限あり ・重度 月額56,800円 ・中度 月額37,830円 ・施設入所を除く	・障害福祉課
心身障害者扶養共済	保護者が死亡又は重度障がい者になった場合に、心身障がい者に年金が支給される共済への加入	1～3級 ㉠～B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・保護者が死亡・重度障がいになった場合、年金2万円/月・口を支給 ・加入時の保護者65歳未満 ・掛金額は加入時の年齢による	・障害福祉課
生活福祉資金の貸付	他の制度からの資金の融通が困難な世帯に対する必要に応じた無利子・低金利での貸付	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・連帯保証人等条件あり	・社会福祉協議会 ・はつかいち生活支援センター
所得税・住民税・相続税算定上の控除	障がい者の生活の安定を図るため、所得税法等による税の軽減	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・特別障害者控除1・2級、㉠・A ・障害者控除3～6級、㉢・B	【所得税(確定申告)・相続税】 廿日市税務署 TEL:32-1217 【所得税(年末調整)】勤務先 【住民税】課税課
自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免		本人が運転する場合 2～4 同一生計者が運転する場合 1～4	2～3 平3	喉頭摘出による音声3	1～2	○	1～3	1～3	1～2	1～3	㉠・A	○	○	・家族が運転する場合や家族の車を本人が運転する場合は、本人が通学、通院、通所、生業等のために使用する場合で同一生計者に限る。 ・納税通知書に記載されている発行日から60日以内に申請が必要(自動車税) ・新しい自動車を登録した日から60日以内に申請が必要(自動車取得税)	【自動車税種別割】西部県税事務所廿日市分室 TEL:(0829)32-1181 FAX:(0829)32-2289 【自動車税種別割、自動車税環境性能割】西部県税事務所観音庁舎 自動車税課 TEL:(082)232-7694
軽自動車税(種別割)の減免		本人が運転する場合 1～4 同一生計者が運転する場合 1～4	2～3 平3～5	喉頭摘出による音声3	1～2	○	1～5	○	1～2	1～4	㉠・A	○	○	・本人が所有する軽自動車等(手帳所持者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む) ・その他条件や重複障害の場合の繰上げ等あり。詳しくは個別に相談要。 ・納付期限までに申請が必要。	・課税課
宮島訪問税の免除		宮島を訪問される際に課される宮島訪問税の免除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・フェリーの乗船券購入時に手帳の提示が必要

【補装具の種類】(※1)	視覚障がい者・児：眼鏡、コンタクト、義眼、視覚障害者安全つえ	聴覚障がい者・児：補聴器、人工内耳用音声信号処理装置の修理	※1 判定会で判定を受ける必要がある場合があります。また、事前に申請が必要です。
--------------	--------------------------------	-------------------------------	--

肢体不自由者・児等(※2)：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置、歩行補助杖、歩行器、座位保持椅子(児)、起立保持具(児)、頭部保持具(児)、排便補助具(児)
※2 呼吸器、心臓機能障がいの場合、手押し型車椅子、電動車椅子が支給できる可能性があります。

【日常生活用具の種類】(※3)	障がい区分なし： 火災警報器、自動消火器	視・聴覚重複障がい者： 点字ディスプレイ(者)	じん臓機能障がい者・児： 透析液加温器
肢体不自由者・児：	視覚障がい者・児： 視覚障害者用ボータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用体温計、読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字器、点字図書、視覚障害者用文字読上げ装置、盲人用時計(者)、電磁調理器(者)、盲人用体重計(者)、音声認識装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ(者)	聴覚障がい者・児： 聴覚障害者用通信装置(FAX等)、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者屋内信号装置(者)、人工内耳用電池等	呼吸器機能障がい者・児： ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車(者)、パルスオキシメーター
		ぼうこう・直腸機能障がい者： ストマ装具、紙おむつ(※4)	心臓障がい者・児： パルスオキシメーター
		音声・言語機能障がい者・児： 携帯用会話補助装置・人工喉頭	知的障がい者・児： 特殊マット、特殊便器、頭部保護帽、電磁調理器(者)

※3 等級・耐用年数などその他の条件があり、事前に申請が必要です。
※4 ストマの変形のためストマを装着できない人などの条件があります。

廿日市市役所 代表TEL：(0829)20-0001 FAX：(0829)32-1059						
障害福祉課障害福祉係 30-9152	障害福祉課自立支援係 30-9128	障害福祉課給付管理係 30-9186	保険課国保係 30-9159	保険課医療年金係 30-9160	子育て応援室保健係 30-9188	課税課 30-9113・30-9114
循環型社会推進課 30-9133	住宅政策課住宅管理係 30-9177	佐伯支所市民福祉係 72-1124	吉和支所市民福祉係 77-2113	大野支所市民窓口係 30-1004	大野支所健康福祉係 30-1006	宮島支所市民福祉係 44-2001

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

身体障害者手帳及び療育手帳所持者用

廿日市市 健康福祉部 障害福祉課

TEL：(0829)30-9152 FAX：(0829)20-1611

種 類		内 容	対 象 要 件													そ の 他		担 当 窓 口
			障がいの 程度	身体障がいの種別								知的	18歳					
				視 覚	聴・ 平	音・言・ そ	上 肢	下 肢	体 幹	脳原性			内 部	未 満	以 上			
福祉タクシー助成		タクシーを利用する場合、年間36枚(血液透析通院患者は144枚)の範囲内で基本料金(500円限度)を助成	1～3級 A・A・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・1乗車当たり、複数枚使用可	・障害福祉課
タクシー料金割引		タクシーを利用する場合、メーター表示額の10％割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・料金支払時に手帳を提示	・各タクシー会社
廿日市さくらバス運賃割引		廿日市さくらバスを利用する場合、大人80円、小児40円	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課
おおのハートバス運賃割引		おおのハートバスを利用する場合、大人80円、小児40円	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運賃支払時に手帳を提示 ・乗継券(50円)には割引はありません。	・交通政策課
佐伯さくらバス運賃割引		佐伯さくらバスを利用する場合、大人80円、小児40円	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課
佐伯デマンドバス運賃割引		佐伯デマンドバスを利用する場合、大人100円、小児50円	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課
吉和さくらバス運賃割引		吉和さくらバスを利用する場合、大人80円、小児40円	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課
吉和ほっとバス(巡回バス・デマンドカー)運賃割引		いずれを利用する場合も、大人80円、小児40円	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運賃支払時に手帳を提示	・NPO法人ほっと吉和
宮島航路運賃助成		宮島航路を利用する場合、年間24枚を限度に共通乗船券を交付	1～3級 A・A・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・宮島地域在住者に限る ・市民税非課税世帯に限る	・宮島支所市民福祉係
旅客運賃の割引	JR	片道100kmを超える場合、普通乗車券が50％割引(第1種の人が介護者と同伴の場合は距離制限なし)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1種の手帳所持者の方は介護者同伴の場合、介護者の普通乗車券、回数券・普通急行券・定期券も割引あり	・JR各社
	船	運賃が50％割引 定期券は30％割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・中国旅客船協会加入業者に限る	・各船会社
	バス・電車・アストラムライン	運賃が50％割引(第1種の人は、場合によっては介護者の割引あり)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・降車時に手帳を提示 ・広電電車の場合は、第1種の人は介護者2人まで無賃	・各事業者
	国内航空運賃割引	各社が適用する割引率	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・路線や時期等により異なる ・その他条件あり	・各航空会社
有料道路通行料金割引		障がい者自ら運転する(第1種の人は介護者の運転も可)車で、自動車・二輪車(ETCの場合、登録要)について有料道路の通行料金が50％割引	1～6級 A・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ETC登録できる車は、障がいのある人1人につき1台 ・割引対象の車両・所有者等に制限あり	・障害福祉課
駐車禁止除外車標章交付		障がい者自ら運転する車又は同乗する車について、駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除外	右表のとおり	1～3 4の1	聴覚 2.3 平3		1 2の1 2の2	1～4	1～3	1～2 (※)	1～4	1～3	A・A	○	○	○	・その他条件あり ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く※届出には住民票等が必要です。	廿日市警察署 TEL：(0829)31-0110 FAX：(0829)32-4529
思いやり駐車場利用証交付		障がいのある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方に、公共施設や商業施設等に設けられた「思いやり駐車場」の利用証の交付	右表のとおり	1～4	平3・5		1～2	1～6	1～3・5	1～2	1～6	1～4	A・A	○	○	○	・左表に該当しない場合でも、診断書等により利用者証が交付される場合もあります。	・健康福祉総務課
自動車運転免許取得費助成		自動車の運転免許を取得する場合、その取得費用の一部(10万円を限度)を助成	全		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・第1種普通免許を取得する場合に限る ・所得制限あり	・障害福祉課
自動車改造費助成		肢体不自由のため自ら所有・運転する自動車を改造する場合、その改造費の一部(10万円を限度)を助成	全				○	○	○					○	○	○	・免許証に条件が記載された人など ・所得制限あり	・障害福祉課
公営住宅の優先入居		公営住宅等に入居を希望される際、当選率が2倍になるように抽選	1～4級 A・A・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市営の場合、市内に住所又は勤務先があり(甲種住宅・特定公共賃貸住宅及び吉和定住促進住宅を除く)市町村の税及び使用料を滞納していないこと ・その他条件あり	・県営→広島県ビルメンテナンス協同組合 TEL：(0829)34-0140
車いす使用者世帯向け公営住宅		車いす使用者世帯向け公営住宅	車いすを使用している方					○	○			○			○	○	・市営→(株)第一ビルサービス《廿日市営業所》 TEL：(0829)34-1140	
福祉住宅		高齢者(60歳以上)や障がいのある人を入居対象にした住宅	1～4級 A・A・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市内に住所を有し、市町村の税及び使用料を滞納していないこと ・その他条件あり	
ふれあい収集		ごみ出しが困難な世帯に対し、自宅の玄関先でのごみ収集 希望に応じて安否確認	右表のとおり	1～2			合わせて1～3				1～3	A・A	○	○	○	・世帯員が要件に該当する方のみで構成されている世帯が対象 ・親族や地域の協力を得ることができない場合 ・正しく分別されていない場合、取り残しとなります。	・循環型社会推進課	
NHK放送受信料減免		全額免除	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・手帳所持者がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合	・障害福祉課
		半額免除	1～2級 A・A	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・手帳所持者が世帯主かつ契約者の場合に限る ※視覚・聴覚障がいのある人は等級の制限なし	・障害福祉課
NTTふれあい案内（無料番号案内）		番号案内料を無料とするサービス	右表のとおり	○			1～2		1～2	1～2	1～2		○	○	○	○	・0120-104174に相談	・NTT各社
携帯電話基本使用料等割引		基本使用料・各種手数料等の割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・割引率は事業者により異なる	・携帯電話各社
各種施設利用料割引		利用料・入場料等の割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サンチェリー・宮島水族館・安佐動物公園・広島平和記念資料館・スポーツ交流センターおりづる・映画館など	・各施設
はつかいち市民図書館資料の郵送貸出		来館して資料の貸出を受けるのが困難な人に対する郵送貸出	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・送料は自己負担 ・身体障がい1・2級、知的障がいA・Aは送料無料	・はつかいち市民・大野・さいき図書館
リフトカー貸出		車いすを使用する人が、通院・レクリエーション等のために移動する場合の福祉車両の貸出	全					○	○		○			○	○	○	・年会費無料 ・必要経費実費負担	・社会福祉協議会
車いすの貸出		車いすを必要とする人への無料での貸出	全					○	○		○			○	○	○	・貸出期間は原則1ヶ月 ・介護保険適用の方は原則対象外	・社会福祉協議会
市広報等の録音テープ・ディジー図書無料貸出		視覚障がい者の人に、市広報等の録音テープ・ディジー図書を無料で貸出	全	○													・社会福祉協議会	
視覚障害者生活訓練		白杖を使い、自宅周辺での単独歩行ができるような歩行訓練	／	○													・中途失明または視野障がい等で18歳以上 ・市広報(4月1日号)で公募	・障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者派遣		聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者に手話通訳者・要約筆記者を派遣(無料)	全		聴覚	音・言								○	○	○	・派遣の3日前までに申し込みが必要 ・FAX、電子申請(インターネット)による申込可	・障害福祉課
電子メール119番 ファックス119番 NET119緊急通報システム		スマートフォン、携帯電話、パソコン、ファクシミリ等から119番通報ができる。	手帳を所持してなくても登録できます			主に、聴覚、音声、言語								○	○	○	ファックス119番は、事前登録が不要。 電子メール119番及びNET119緊急通報システムを利用する場合は、事前登録が必要。 また、電子メール119番の登録は、消防本部、障害福祉課、各支所で受付。NET119緊急通報システムの登録は、消防本部で受付。	消防本部 (0829)32-8111 ※吉和地域のみ広島市消防局(登録問合せ(082)546-3456 FAX(082)542-1007
はつかいちし安全・安心メール配信サービス		携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスの事前登録が必要。	・危機管理課
ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」		スマートフォンで必要な防災情報をリアルタイムで取得・確認することができるサービス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スマートフォンでアプリのダウンロード及び地点登録が必要。	・危機管理課
避難行動要支援者避難支援制度		高齢や障がいなどで災害時に自力避難が難しい人の情報を、地域の自治組織や自主防災組織へ提供し、災害情報の伝達や避難の呼び掛けなどの避難支援活動に役立てる制度	右表のとおり	1～2	1～2		1～2	1～3	1～3	1～3	1～3		A・A	○	○	○	・同意書を提出し、避難行動要支援者名簿への登録が必要 ・左表の対象要件に当てはまらない人も登録可	・健康福祉総務課
郵便等による不在者投票制度		各種選挙において、郵便等を利用した不在者投票が行えます。	右表のとおり					両下肢1～2	1～2		1～2	1～3			○	○	・事前申請が必要です。 ・左の障がいがあり、かつ、上肢又は視覚障がいの程度が1級の方は、代理記載による郵便等投票が行えます。	・選挙管理委員会事務局
就労のための相談・支援機関		障がいのある人への職業能力訓練、就職の斡旋、就職後のフォロー等を支援する機関	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・広島西障がい者就業・生活支援センター(もみじ) 電話：(0829)-34-4717 FAX：(0829)-34-4718	・ハローワーク ・広島西障がい者就業・生活支援センター(もみじ)
新マル優制度(預貯金等の非課税制度)		郵便局や金融機関等での非課税の預貯金等の利用	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・利用上限額あり	・各金融機関
自動車事故被害者救済制度(NASVA(ナスバ))		自動車事故被害者(重度後遺障害者)に対する支援	自動車事故被害者及びその家族													・詳細はHP等で確認	・NASVA(ナスバ)交通事故被害者ホットライン 0570-000738	

選挙管理委員会事務局 30-9228	危機管理課危機管理係 30-9102	健康福祉総務課 30-9150	交通政策課 30-9178	はつかいち市民図書館 20-0333	はつかいち市民大野図書館 54-1120	はつかいち市民さいき図書館 72-1011
廿日市市社会福祉協議会 TEL:20-0294 FAX:20-1616	はつかいち生活支援センター TEL:20-4080	佐伯事務所 72-0868	吉和事務所 77-2883	大野事務所 55-3294	宮島事務所 44-2785	広島西部こども家庭センター(知的障害者更生相談所) TEL:(082)254-0381 FAX:(082)256-5520

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。